

○高岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する
法律に基づく個人番号の利用に関する条例

平成27年9月29日
条例第41号
改正 平成29年9月19日条例第33号

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項に基づく個人番号の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 法第2条第3項に規定する個人情報をいう。
- (2) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (3) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (4) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (5) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(市の責務)

第3条 市は、個人番号の利用に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、市長が行う別表第1及び別表第2の中欄に掲げる事務並びに法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

- 2 市長は、別表第2の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 3 市長は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(規則への委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第4条第2項ただし書の規定は、法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行のために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(高岡市個人情報保護条例の一部改正)
- 2 高岡市個人情報保護条例(平成17年高岡市条例第26号)の一部を次のように改正する。
第2条第7項中「第23条第1項及び第2項」を「第23条第1項及び第2項(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。第34条の2において同じ。)」に改める。
第34条の2第1項中「又は情報提供者」を「若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」に改める。

別表第1（第4条関係）

	事務
1	高岡市重度心身障害者等医療費助成条例（平成17年高岡市条例第111号）による重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
2	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による地域生活支援事業に関する事務であって規則で定めるもの
3	高岡市子ども医療費助成条例（平成17年高岡市条例第122号）による子ども医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
4	高岡市ひとり親家庭等医療費助成条例（平成17年高岡市条例第104号）によるひとり親家庭等に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
5	高岡市営住宅条例（平成17年高岡市条例第187号）による市有住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

	事務	特定個人情報
1	高岡市重度心身障害者等医療費助成条例による重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に関する情報（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に対し交付される療育手帳に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による国民健康保険の被保険者の資格に関する情報（以下「国民健康保険被資格者関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付金又は配偶者支援金に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの
2	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業に関する事務	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの

	であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの
3	高岡市子ども医療費助成条例による子ども医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険被資格者関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
4	高岡市ひとり親家庭等医療費助成条例によるひとり親家庭等に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険被資格者関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの		
5	高岡市営住宅条例による市有住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの